第三百四十三条第一項中「第四項及び」の下に「第五項並びに」を加え、同条第四項中「いずれかの書類」を「書類のいずれか」に、「送信を受けて」を「送信若しくは前項の規定による確認を受けて」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　株式等の譲渡の対価につき支払を受ける法人で法人番号保有者に該当するものが当該対価の支払者に前条の規定による告知をする際、当該対価の支払者が、当該告知があつた名称、住所及び法人番号につき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項（通知等）の規定により公表されたその支払を受ける法人の名称、住所及び法人番号と同じであることの確認をした場合には、その支払を受ける法人は、第一項の規定にかかわらず、当該対価の支払者に対しては、同項に規定する書類の提示を要しないものとする。

第三百四十四条第一項中「には」の下に「、前条第四項の規定による確認をした場合を除き」を加え、「第三百四十二条第三項」を「第三百四十二条第三項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

６　前項の規定は、第一項の規定にかかわらず、当該対価の支払者に対しては、同項に規定する書類の提示を要しないものとする。

第三百四十五条第一項中「には」の下に「、前条第四項の規定による確認をした場合を除き」を加え、「第三百四十二条第三項」を「第三百四十二条第三項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第六項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

６　前項の規定は、第一項の規定にかかわらず、当該対価の支払者に対しては、同項に規定する書類の提示を要しないものとする。

第三百四十六条第一項中「には」の下に「、前条第四項の規定による確認をした場合を除き」を加え、「第三百四十二条第三項」を「第三百四十二条第三項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第六項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

６　前項の規定は、第一項の規定にかかわらず、当該対価の支払者に対しては、同項に規定する書類の提示を要しないものとする。

第三百四十七条第一項中「には」の下に「、前条第四項の規定による確認をした場合を除き」を加え、「第三百四十二条第三項」を「第三百四十二条第三項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第六項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

６　前項の規定は、第一項の規定にかかわらず、当該対価の支払者に対しては、同項に規定する書類の提示を要しないものとする。

第三百四十八条第一項中「この条から」を削り、「この条、次条第三項及び第四項並びに第三百五十条第一項」を「第三百五十条まで」に、「個人（」を「者（」に改め、同条第四項中「受ける個人の氏名」を「受ける者の氏名又は名称」に、「個人番号その他」を「個人番号又は法人番号その他」に、「当該個人の次条第二項」を「その者の次条第二項」に、「第三百三十七条第二項第一号」を「第三百三十七条第二項各号」に、「提示又は」を「いずれかの提示若しくはその者の」に、「受けて」を「受け、又は次条第四項の規定による確認をして」に、「当該個人（当該個人の氏名」を「その支払を受ける者（その者の氏名若しくは名称」に、「個人番号若しくは法人番号が」に、「記載されている当該個人の氏名」を「記載されているその者の氏名若しくは名称」に、「個人番号と」を「個人番号若しくは法人番号と」に、「場合における当該個人を」を「ものを」に改める。

第三百四十九条第一項中「第四項及び」の下に「第五項並びに」を加え、同条第四項中「いずれかの書類」を「書類のいずれか」に、「送信を受けて」を「送信若しくは前項の規定による確認を受けて」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　信託受益権の譲渡の対価につき支払を受ける法人で法人番号保有者に該当するものが当該対価の支払者に前条の規定による告知をする際、当該対価の支払者が、当該告知があつた名称、住所及び法人番号につき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項（通知等）の規定により公表されたその支払を受ける法人の名称、住所及び法人番号と同じであることの確認をした場合には、その支払を受ける法人は、第一項の規定にかかわらず、当該対価の支払者に対しては、同項に規定する書類の提示を要しないものとする。

第三百五十条第一項中「には」の下に「、前条第四項の規定による確認をした場合を除き」を加え、「第三百四十八条第三項」を「第三百四十八条第三項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第六項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

６　前項の規定は、第一項の規定にかかわらず、当該対価の支払者に対しては、同項に規定する書類の提示を要しないものとする。

第三百五十条の二第一項中「第三百四十八条第三項」を「第三百四十八条第四項」に、「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条第六項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

６　前項の規定は、第一項の規定にかかわらず、当該対価の支払者に対しては、同項に規定する書類の提示を要しないものとする。

第三百五十条の三第一項中「この条から」を削り、「個人（」を「者（」に改め、同条第四項中「する個人の氏名」を「する者の氏名又は名称」に、「個人番号その他」を「個人番号又は法人番号その他」に、「当該個人の次条第二項」を「その者の次条第二項」に、「第三百三十七条第二項第一号」を「第三百三十七条第二項各号」に、「提示又は」を「いずれかの提示若しくはその者の」に、「受けて」を「受け、又は次条第四項の規定による確認をして」に、「当該個人（当該個人の氏名」を「その支払を受ける者（その者の氏名若しくは名称」に、「個人番号若しくは法人番号が」に、「記載されている当該個人の氏名」を「記載されているその者の氏名若しくは名称」に、「個人番号と」を「個人番号若しくは法人番号と」に、「場合における当該個人を」を「ものを」に改める。

第三百五十一条第一項中「第四項及び」の下に「第五項並びに」を加え、同条第四項中「いずれかの書類」を「書類のいずれか」に、「送信を受けて」を「送信若しくは前項の規定による確認を受けて」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　株式等の譲渡の対価につき支払を受ける法人で法人番号保有者に該当するものが当該対価の支払者に前条の規定による告知をする際、当該対価の支払者が、当該告知があつた名称、住所及び法人番号につき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項（通知等）の規定により公表されたその支払を受ける法人の名称、住所及び法人番号と同じであることの確認をした場合には、その支払を受ける法人は、第一項の規定にかかわらず、当該対価の支払者に対しては、同項に規定する書類の提示を要しないものとする。

第三百五十二条第一項中「第四項及び」の下に「第五項並びに」を加え、同条第四項中「いずれかの書類」を「書類のいずれか」に、「送信を受けて」を「送信若しくは前項の規定による確認を受けて」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　金地金等の譲渡の対価につき支払を受ける法人で法人番号保有者に該当するものが当該対価の支払者に前条の規定による告知をする際、当該対価の支払者が、当該告知があつた名称、住所及び法人番号につき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項（通知等）の規定により公表されたその支払を受ける法人の名称、住所及び法人番号と同じであることの確認をした場合には、その支払を受ける法人は、第一項の規定にかかわらず、当該対価の支払者に対しては、同項に規定する書類の提示を要しないものとする。

第三百五十条の十第一項中「には」の下に「、前条第四項の規定による確認をした場合を除き」を加え、「同条第三項」を「第三百五十条の八第三項」に、「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条第二項中「前項の」を「前項又は前条第四項の規定による」に、「当該確認」を「これらの規定による確認」に、「当該帳簿」を「これらの帳簿」に改める。

第三百五十二条の二第一項中「平成十年法律第七号）」を削る。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部改正）

第二条　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号イ中「並びに同法」を「並びに所得税法」に、「第八十一条第二項」を「第八十条第二項」に、「寡婦（寡夫）控除の額」を「寡婦控除の額、同法第八十一条第二項に規定するひとり親控除の額」に改める。